

専門部会の協議の状況について

○大阪市空家等対策協議会（第7回専門部会）

- 1 日 時：令和元年9月25日（水）14時00分～16時00分
- 2 場 所：大阪市役所本庁舎地下1階 第5共通会議室
- 3 出席委員：阿部委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
危険度3の特定空家等の指導状況について 他
- 5 議事要旨
実際の危険度3の特定空家等の指導状況を元に、ルール化の方向性について協議を行った。

○大阪市空家等対策協議会（第8回専門部会）

- 1 日 時：令和元年12月9日（月）14時00分～15時19分
- 2 場 所：大阪市役所本庁舎屋上階 P1 会議室
- 3 出席委員：阿部委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
 - 1) 第7回専門部会（9/25）での検討の論点及び主な意見
 - 2) 危険度の高い特定空家等の勧告の時期等に関するルール案について
 - 3) 今後のスケジュールについて
- 5 議事要旨
 - ・議事1において、前回の第7回専門部会での検討の論点及び主な意見の確認を行った。
 - ・議事2において、危険度の高い特定空家等への対応方針案について協議を行った。
 - ・議事3において、今後の対応方針案の意見公募も含めたスケジュールの確認をした。

○大阪市空家等対策協議会（第9回専門部会）

- 1 日 時：令和2年3月4日（水）14時00分～16時08分
- 2 場 所：大阪市役所本庁舎屋上階 P1 会議室
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
 - 1) 「〇〇区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」案について
 - ・意見公募結果について
 - ・指針案及び今後の進め方
 - 2) 特定空家等の個別の指導状況等
- 5 議事要旨
 - 1) 議事「〇〇区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」案について
 - ・大阪市から意見公募結果について報告を受け、指針案及び今後の進め方について協議し、妥当性を確認した。
 - 2) 特定空家等の個別の指導状況等について
 - ・大阪市から特定空家等の個別の状況等について報告を受けた。

○大阪市空家等対策協議会（第10回専門部会）

- 1 日 時：令和2年6月30日（火） 10時00分～11時05分
- 2 開催方式：ウェブ会議
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
 - 1) 勧告の時期のルール化の状況
 - 2) 前回までの議題案件の報告について
 - 3) 議題案件について（議題1～2）
- 5 議事要旨
 - 1) 勧告の時期のルール化の状況
 - ・大阪市から24区役所で定めた「〇〇区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」の運用状況について報告を受けた。
 - 2) 前回までの議題案件の報告について
 - ・大阪市から前回までの議題案件について、その後の状況の報告を受けた。
 - 3) 議題案件について（議題1～2）
 - ・議題1～2に関して勧告を行うことについて、区役所からの概要説明の後、委員にて協議を行い、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

○大阪市空家等対策協議会（第11回専門部会）

- 1 日 時：令和2年9月3日（木） 14時00分～16時30分
- 2 開催方式：ウェブ会議
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等
 - 1) 前回までの議題案件の報告について
 - 2) 議題案件について（議題1～4）
- 5 議事要旨
 - 1) 大阪市から前回までの議題案件について、その後の状況を報告。
 - 2) 議題1～4に関して勧告を行うことについて、区役所からの概要説明の後、協議を行い、議題1～4について、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

第1回～第11回議題案件 対応状況表

（令和2年9月末現在）

回次	議題案件数	特定空家等の分野		勧告の実施	命令の実施	行政代執行の実施	是正済	その他
		保安上	生活環境上					
		危険	不適切					
第1回 H28.10	3	3	1	3	0	0	1	
第2回 H29.2	4	4	0	2	2	1	4	
第3回 H29.9	1	1	0	1	0	0	1	
第4回 H30.2	4	4	2	3	0	0	2	
第5回 H30.9	1	1	0	1	0	0	1	
第6回 H31.1	3	3	0	2	0	0	3	
第10回 R2.6	2	2	0	2	0	0	0	
第11回 R2.9	4	4	0	2	0	0	0	
合計 (件数)	22	22	3	16	2	1	12	

※第7回～第9回は、特定空家等の議題案件無